



類似業務	地域開発
対象国／類似地域	ホンジュラス／全途上国
語学の種類	スペイン語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ホンジュラス国では、1990年10月の地方自治体法施行に基づき、地方分権化を推進しており、2004年には市政府が地域社会開発事業の計画・実施・管理を担う「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかしながら、ホンジュラスの殆どの市は、組織や人材面で脆弱な小規模自治体であり、行政能力が低いため分権化に伴って委譲される権限や資金を、住民が求めるニーズや地域開発に十分に活かしてきていない。

このような状況において、JICAは、地方自治体の開発事業に関する運営能力強化を図るため、2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL)をホンジュラス西部地域10市を対象として実施した。FOCALでは、市が中央政府から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施するための計画策定や実施手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、対象市でその手法を試験的に導入した。その技術移転の中核的な受け皿かつ知見・知識の核となったのが、対象10市が構成市となっているマンコムニダ(市連合会。以下、MC)であるイギートMCであり、FOCALを通じて、イギートMCから構成市に対する持続的な技術支援を提供するための体制作り、能力強化を支援した。

現在、FOCALによるホンジュラス西部での成功事例を全国レベルで普及展開を図るため、JICAは第2フェーズとして、2011年10月から5年間の協力期間にて、中央政府の内務・国民省(SEIP)をC/Pとした「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL2)を実施中である。FOCAL2では、SEIPからMCおよび市に対するFOCALプロセスに関する指導を行い、政権交替の影響を受けにくいMCから市に対する恒常的なFOCALプロセスの能力強化体制を構築し、各市レベルにおける住民のニーズを反映した地域社会開発事業の実施を全国レベルで展開中である。FOCALプロセスは地方開発のための地方分権化の推進と市の能力強化を進めるための有効な手段としてホンジュラス政府に高く評価されており、現在、長期専門家2名(チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/自治体間連携)が派遣されている。またプロジェクト開始から2013年度末までで、合計4名の短期専門家(①生活改善/村落開発、②能力開発/評価、③研修計画/モニタリング強化、④地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進)が派遣された。

なお、C/PであるSEIPは、2014年1月に発足したエルナンデス新政権(エルナンデス大統領)の省庁再編により、人権、司法、内務、地方分権省として再編された。

FOCAL プロセスは、1) 住民参加型センサス統計調査(市、コミュニティの人口動態、居住環境、社会経済に関する家計、世帯調査実施とベースライン指標作成)、2) コミュニティ開発計画(PDC)の策定、3) 市開発計画(PDM)及び多年度、年次投資計画

(PIMP と PIMA)、4) 小規模開発事業の形成、実施及び運営、維持管理、の 4 つのステップから構成されており、様々なレベル（中央、NGO、MC、市、コミュニティ）の関係者を対象として、4 ステップの各項目に関し、SEIP から MC・市等に対し各種研修（導入研修、補完・中間研修、指導者研修等）を実施している。

各 MC、市において FOCAL プロセスの進捗状況は様々であるが、2013 年 10 月には、第 3 ステップの市開発計画策定が終了し、FOCAL プロセスが一番進捗しているホンジュラス部アトランティダ県の MC MAMUCA の 5 市 (El Porvenir、San Francisco、La Masica、Esparta、Arizona) 及びヨロ県の MC MAMUNCRAC の 1 市 (Arenal) を対象に、第 4 ステップである小規模開発事業の形成・実施及び運営・維持管理に関する研修が関係 NGO、MC 及び市関係者に対し行われた。2013 年度、短期専門家（地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進）が、2 回の派遣（2013 年 4 月～10 月、2014 年 2 月）を通じて、市開発事業の選定、計画形成に関して助言、指導を行い、現在、当地域では、各種開発事業が開始されようとしている。

なお、全国レベルでの FOCAL 進捗状況としては、2014 年 3 月上旬時点で、26MC、108 市が第 1 ステップである住民センサス調査を終え、うち 25MC、74 市が同調査の最終報告書を完成させた。第 2 ステップの PDC の策定については、25MC、79 市が作成中で、うち 6 MC、19 市が計 430 の PDC を完成させた。さらに、第 3 ステップの市開発計画は、8 MC、22 市で作成中で、うち 3MC、7 市で既に作成が終了した。

本専門家は、2013 年度派遣の短期専門家（地域開発/参加型事業計画策定及び実施促進）の活動と連携し、プロジェクト専門家や C/P、ローカルコンサルタントと協議の上、FOCAL プロセスが現場で円滑に実施され、また SEIP や MC、市等に対し、研修、現地巡回指導が効率的、効果的に実施されるための指導、助言を行う。また同時に、策定された市開発計画（PDM）の事業実施のために必要な指導を行うとともに、自立的、持続的な FOCAL プロセス普及のための自治体間の技術交換、知見・経験の共有化などを支援するために派遣する。

## 7. 業務の内容

本専門家は、プロジェクト専門家や C/P、ローカルコンサルタントと協議の上、FOCAL プロセスの第 4 ステップに至る市を中心に、市開発計画（PDM）に基づき作成された多年度投資計画（PIMP）及び年次投資計画（PIMA）の内容について助言、指導するとともに、事業の計画形成と実施、運営管理、モニタリング方法について助言、指導、検証しながら、その手法を確立させる。

最終的には、より多くの市でインフラ事業のみならず、より広範な開発課題や様々なニーズに対応できるように市の開発事業の計画策定、実施促進、運営管理を支援していくことを目指す。また、FOCAL プロセスを自立発展的に継続するツール（関係職員やコミュニティリーダーを対象にした手法プロセスの簡易紹介ビデオや研修ビデオの制作、MC、市間の技術交換などを通じての自治体間協調、共助ネットワークの促進）に関する指導も求められる。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2014 年 5 月中旬）

ア 今までの FOCAL2 プロジェクトの業務進捗、成果に関する報告書、関係資料を確

認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ 現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出する。

(2) 現地派遣期間(2014年5月中旬～10月下旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ C/P職員や関連NGOとともに、2つの対象MC(MAMUCA、MAMUNCRAC)と7市(El Porvenir、San Francisco、La Masica、Esparta、Arizona、Arenal)を視察し、インフラ以外の小規模開発事業の形成、実施・運営管理についての進捗と成果をフォローし、対象MCと市職員に対して助言や指導を行う。

ウ 市がインフラ事業のみならず、より広範な開発課題や様々なニーズに対応できるための計画づくりを目指していく観点から、既に市開発計画(PDM)の策定が終了した市の中から選定した市の多年度(PIMP)、年次投資計画(PIMA)をレビューし、問題点の把握と今後の改善点をプロジェクト専門家、C/P、ローカルコンサルタントに提言する。

エ ウの成果に基づき、プロジェクト専門家、C/P、ローカルコンサルタントと協議の上、必要な場合、PIMPの加筆、修正、次年度でのPIMAを更新する作業のプロセス手順を策定し、その対象MC、市を選定する。

オ イ～エの成果を反映させた事業計画形成(PIMP及びPIMA)と事業実施、モニタリングに関しての研修用マニュアル(西文)を完成させる。

カ オで作成されたマニュアルに基づいて、C/Pや関連NGOに対してTOT研修(指導者研修)を実施する。(対象者約10名程度)

キ エで選定した対象MC、市に対して事業計画、実施、モニタリングに関しての研修実施と、試行的な運用を支援していく。(小規模開発事業の形成、実施・運営管理手法研修)

ク FOCALプロセスの各ステップのビデオ研修教材の作成を支援する。

ケ C/P職員やプロジェクト専門家とともに市開発計画策定及び開発事業の実施、運営管理に係るMC及び市職員、コミュニティリーダーへの現地研修活動や巡回指導に同行し、FOCALプロセス普及促進に当たっての巡回指導やモニタリングの質の改善に関しての助言、指導をC/PやMC職員に対して行う。

コ プロセスの広範な市での普及とプロジェクト修了後の普及された状態を自立発展的に持続していくためにMCなどを通じての自治体間共助、技術交換につい

ての方策について助言、提言し、その実施にあたっての支援をおこなう。

サ 進捗・成果管理（アウトプット、インパクトのフォロー、メリットの抽出）に関する文書化（関連資料作成、収集の基準化、広報資料作成、各資料の整理等）についての助言、支援を行う。

シ C/P やプロジェクト専門家等と協議の上、現地派遣期間終了後に C/P 等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

ス 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）として取りまとめ、C/P 及び JICA ホンジュラス事務所に報告、提出する。

（3）帰国後整理期間（2014 年 10 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）の JICA 産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）及び（4）とする。

### （1）業務実施計画書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所）

西文2部（C/P機関、JICAホンジュラス事務所）

### （2）現地業務結果報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所）

西文2部（C/P機関、JICAホンジュラス事務所）

### （3）専門家業務完了報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所）

### （4）事業計画形成（PIMP及びPIMA）と事業実施、モニタリングに関する研修用マニュアル

2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 直接人件費月額単価

- ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

## 10. 特記事項

(1) 執務環境

①現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー／地方行政（長期派遣専門家）
- ・業務調整／自治体間能力強化（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

人権・司法・統治・地方分権化省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部行財政・金融課（TEL:03-5226-6919）にて閲覧できます。

- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要

(<http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②ホンジュラス国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、ホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上